

令和2年8月17日

保護者の皆様へ

興南高等学校  
校長 我喜屋 優  
(公印省略)

## 沖縄県モノレール通学費支援事業に関する手続きについて

本年10月から、高等学校等奨学のための給付金受給世帯、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯等を対象に、モノレール通学費の支援が始まります。支援を受けるためには申請が必要ですので、希望される方は下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められませんので、ご注意ください。

記

### 1 支援対象者

下記(1)~(2)の要件をすべてに該当する高校生が対象となります。

#### (1) 次のア~エのいずれかに該当する世帯

ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯（一部給付を除く）

イ 令和2年度道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯

ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯

エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯

#### (2) 県内の高等学校（全日制・定時制）に在学している高校生等

※ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外

(例) 生活保護（生業扶助）受給世帯等

### 2 提出書類

#### (1) モノレール通学費支援事業認定申請書（様式第1号）

※申請様式は学園HPからダウンロードするか事務局までご請求ください。

なお、HPからダウンロードする場合、**A4サイズ両面印刷**でご提出ください。

#### (2) 添付資料（以下のいずれか）

①高校生等奨学給付金支給決定通知書（写）

※一部給付の決定通知書は不可

今年度分は9月以降に申請のため、  
8月現在、①の該当者はおりません

②令和2年度課税証明書（非課税証明書）（写可）

③児童扶養手当証書（写）

④母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

②~④のいずれかに該当しない場合、  
対象外となります、

★バス通学支援の申請後、モノレール通学支援に切り替えて申請する場合は、別紙「バス通学費支援事業認定申請の取り下げについて」を(1)の申請書と併せて提出して下さい。

### 3 提出期限：令和2年8月25日（火）までに事務局へご提出ください。

※休校期間中も平日9~17時の間、事務局窓口対応しております。

※期限に遅れた場合でも随時申請はできますが、10月開始に間に合わない場合があります。

<問い合わせ先> 学園事務局 担当者：玉城

TEL：098-884-3293

# 高校生等の通学費負担軽減措置（モノレール） ご利用者の皆様へ

## 無償化制度移行に伴うモノレール割引運賃終了のお知らせ

本負担軽減措置は、令和2年10月から新制度（無償化）に移行するため、下記をもって終了します。

### 終了日

- ・ 沖縄子ども未来カードの発行は終了します。
- ・ 割引OKICAカードの利用は  
**令和2年9月30日（水）で終了となります。**

### 無償化制度移行のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
<b>高校生等通学費負担軽減措置(割引運賃)</b> ① 沖縄子ども未来カード ② 割引OKICAカード					① 申請受付は8月末で終了	② 9月末で利用終了	新制度で認定された方は、モノレール駅の窓口で割引OKICAを返却してください。 ※デポジット等の払い戻しを受けられます。
<b>モノレール通学費支援制度(無償化)</b>					各学校にて申請受付開始 8月上旬～下旬	認定 9月上旬	通学定期券交付 9月下旬
	本負担軽減措置の認定を受けている方も、モノレール通学費支援制度を利用するためには、改めて新制度への申請手続きが必要です。						<b>新制度(無償化)</b>
	<b>【対象】</b> ● 高校生等奨学給付金受給世帯（一部を除く） ● 住民税所得割非課税世帯 ● 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯 ※新制度は、現行制度と利用条件が異なります。						

※バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められません。

### お問い合わせ（モノレール通学）

沖縄県 子ども生活福祉部 子ども未来政策課 TEL 098-866-2100

